萩市東京圏在住者等移住支援事業支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東京圏等から本市への移住促進を図るために実施する萩市東京圏在住者等移住支援事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

　　当該支援金の交付については、やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業、山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業、やまぐちテレワーク移住等支援事業、やまぐち創生テレワーク移住支援事業及びやまぐち移住就業支援（専門人材）事業の実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）東京圏　埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、別表１に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。

（２）東京２３区 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８１条第１項に規定する特別区の区域をいう。

（３）転入　本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき住民登録することをいう。

（４）マッチングサイト　山口県が設置、運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。

（５）専門人材　プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して、東京圏から萩市に移住して就業した者をいう。

（６）創業補助金　県要領に基づき山口県が創業に係る経費を助成する「やまぐち創業補助金」をいう。

（７）支給対象法人　法人からの申請に基づき、別表２に規定する要件をすべて満たす法人として、山口県が登録した法人をいう。

（対象者要件）

第３条　支援金の交付の対象となる者は、第５条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から５年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者のうち、申請時において、次の（１）、（２）、（３）及び（４）の要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする（ただし、第３条（１）イの場合は、第３条（３）エの要件を対象外とする）。

（１）移住元に関する要件

　　　次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

　　ア　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　転入する直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区に在住又は東京圏に在住し、東京２３区への通勤をしていたこと。

（イ）　転入する直前に、連続して１年以上東京２３区内に在住又は東京圏に在住し、東京２３区への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月までを当該１年の起算点とすることができる。）。

（ウ）　ただし、東京圏に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

　　イ　次に掲げる事項の全てに該当すること（アに該当する者を除く）。

（ア）　転入する直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に在住していたこと。

（イ）　転入する直前に、連続して１年以上、東京２３区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に在住し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県への通勤をしていたこと（ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県への通勤の期間については、住民票を移す３か月までを当該１年の起算点とすることができる。）。

（ウ）　ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる（ただし、第３条（３）ア及びイの場合を除く）。

（２）移住先に関する要件

　　次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア　萩市に転入したこと。

イ　補助金の申請の際、補助対象者を含めた世帯の構成員がいずれも転入後３ヶ月以上、１年以内であること。

（３）就業又は創業に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

　　ア　就業（一般）に関する要件

　　次に掲げる事項のすべてに該当すること。

（ア）　勤務地が山口県内に所在すること。

（イ）　就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ）　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（エ）　週２０時間以上の無期雇用契約又は業務請負契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

（オ）　イに規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

（カ）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　就業（専門人材）に関する要件

　　次に掲げる事項のすべてに該当すること。

（ア）　勤務地が山口県内に所在すること。

（イ）　週２０時間以上の無期雇用契約又は業務請負契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

（ウ）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（エ）　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ　就業（テレワーク）に関する要件

　　次に掲げる事項のすべてに該当すること。

（ア）　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

（イ）　地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ　就業（関係人口）に関する要件

　　次に掲げる事項のすべてに該当すること。

（ア）　本市において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。

（イ）　対象範囲の明確化に当たっては、山口県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

（ウ）　関係人口の対象範囲については、別表３に規定する要件のいずれかに該当すること。

オ　創業に関する要件

創業補助金の交付決定を受けており、かつ、補助金申請時において当該交付決定日から１年以内であること。

（４）その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア　補助対象者を含めた世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

イ　日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別定住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　補助対象者を含めた世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいないこと。

エ　過去において世帯の構成員に本市及び他の市町が行う同様の支援金の交付を受けた者がいないこと。

オ　補助対象者を含めた世帯の構成員が、移住元において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）

カ　アからオまでに掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（支援金の額等）

第４条　支援金は、予算の範囲内で交付する。

1. 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、第３条（１）イの場合にあっては、各２分の１の額を支給する。

（１）単身世帯 ６０万円

（２）２人以上の世帯 １００万円）

３　申請の日に属する年度の４月１日において満年齢が１８歳未満の者（同居するものに限る。以下同じ。）を養育しているときは、当該１８歳未満の者一人につき最大１００万円を前項第２号に掲げる額に加算する。ただし、第３条（１）イの場合にあっては、各２分の１の額を支給する。

（支援金の交付申請）

第５条　補助対象者は、萩市東京圏移住支援事業支援金支給申請書（別記第１号様式）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）移住してきた世帯の構成員全員分の転入後の住民票

（２）補助対象者の就業証明書（別記第２号様式）

（３）移住元の住民票の除票その他、移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの支援金を申請する場合は申請者を含む世帯の構成員全員分）

（４）起業の場合、創業補助金の交付決定通知書の写し

（５）東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に通勤していた法人等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

（６）東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあっては、開業届済証明書その他、移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業主の納税証明書その他、移住元での在勤期間を確認できる書類

（７）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から１４日以内に支援金の交付決定及びおよびその額の確定を行い、その旨を萩市東京圏移住支援事業支援金交付決定通知書（別記第３号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第７条　支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの萩市東京圏移住支援事業支援金交付請求書（別記第４号様式）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第８条　市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（支援金の交付決定の取消し及び返還命令）

第９条　市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、萩市東京圏移住支援事業支援金返還請求書（別記第５号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（１）全額の返還

ア　偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

イ　前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ　申請のあった日から３年を経過する前に市外へ転出（市外で１年以内の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。エにおいて同じ。）したとき。

エ　申請のあった日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。

（２）半額の返還

申請のあった日から３年以上５年以内に市外に転出したとき。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　　則

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

附　　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和２年２月２９日以前に転入した者の対象者要件については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附　　則

この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和３年３月３１日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例によるものとする。

附　　則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和５年３月３１日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例によるものとする。

附　　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年３月３１日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例によるものとする。

附　　則

この要綱は、令和６年１２月１７日から施行し、改正後の萩市東京圏在住者等移住支援事業支援金交付要綱の規定は、令和６年１０月１５日以後に住民票を移した者について適用する。なお、令和６年１０月１４日以前に住民票を移した者については、従前の例によるものとする。

別表１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 都県名 | 条件不利地域 |
| 東京都 | 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村 |
| 埼玉県 | 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村及び神川町 |
| 千葉県 | 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町 |
| 神奈川県 | 山北町、真鶴町及び清川村 |

別表２（第２条関係）

|  |
| --- |
| 支給対象法人の要件 |
| ①官公庁等（第三セクターのうち、出資金が１０億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。②資本金１０億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね５０億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。③みなし大企業でないこと。（ただし、上記②の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）④本店所在地が東京圏以外の地域、又は条件不利地域にある法人であること。⑤雇用保険の適用事業主であること。⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。⑧「やまぐち維新プラン」で設定している１９の維新プロジェクトと６２の重点施策推進に資する法人であること。 |

別表３（第３条関係）

|  |
| --- |
| 就業（関係人口）に関する要件 |
| ①移住就業前の直近５年以内に移住スカウトサービスＳＭＯＵＴを通じて萩市で実施されたプロジェクトに参加した経験を有する者。②移住就業前の直近５年以内の期間に萩フレンド保険に加入していた者。 |